

月報

いしのまき

平成27年9月号

ハローワーク石巻  
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
TEL 0225-95-0158  
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(27年7月内容)について

【有効求人倍率】

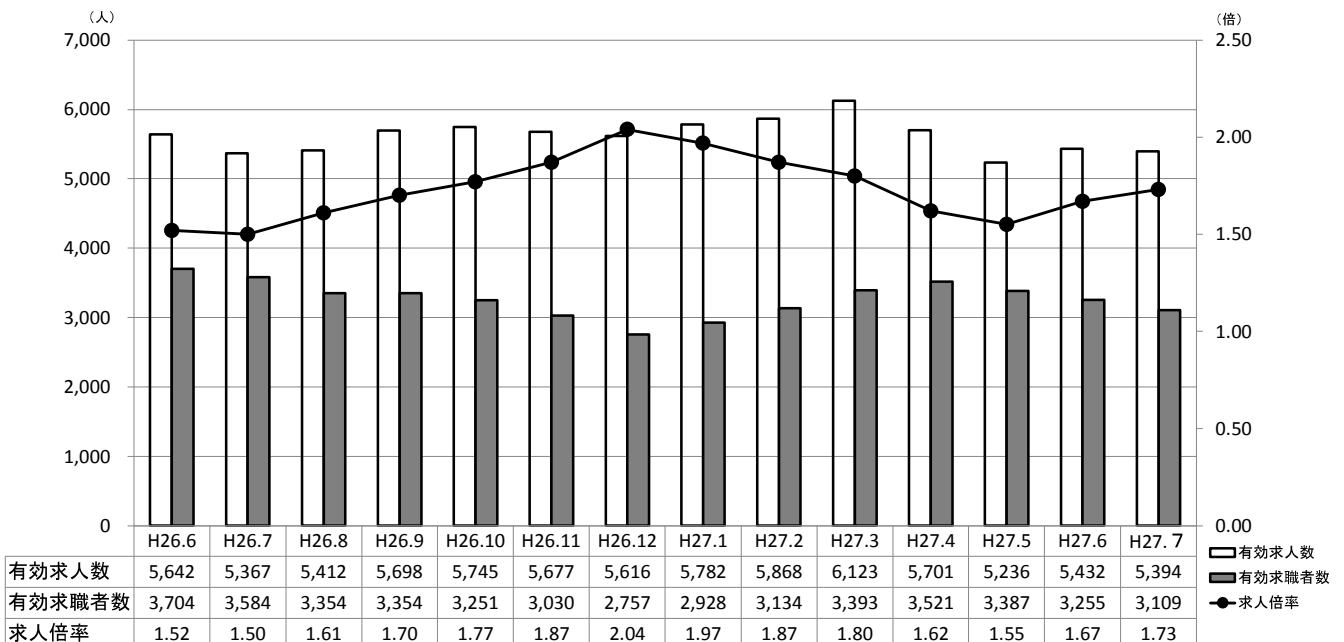
○ 有効求人倍率は1.73倍となり、前年同月比で0.23ポイント上回り、前月比では0.06ポイント上回りました。

【求人のおよす】

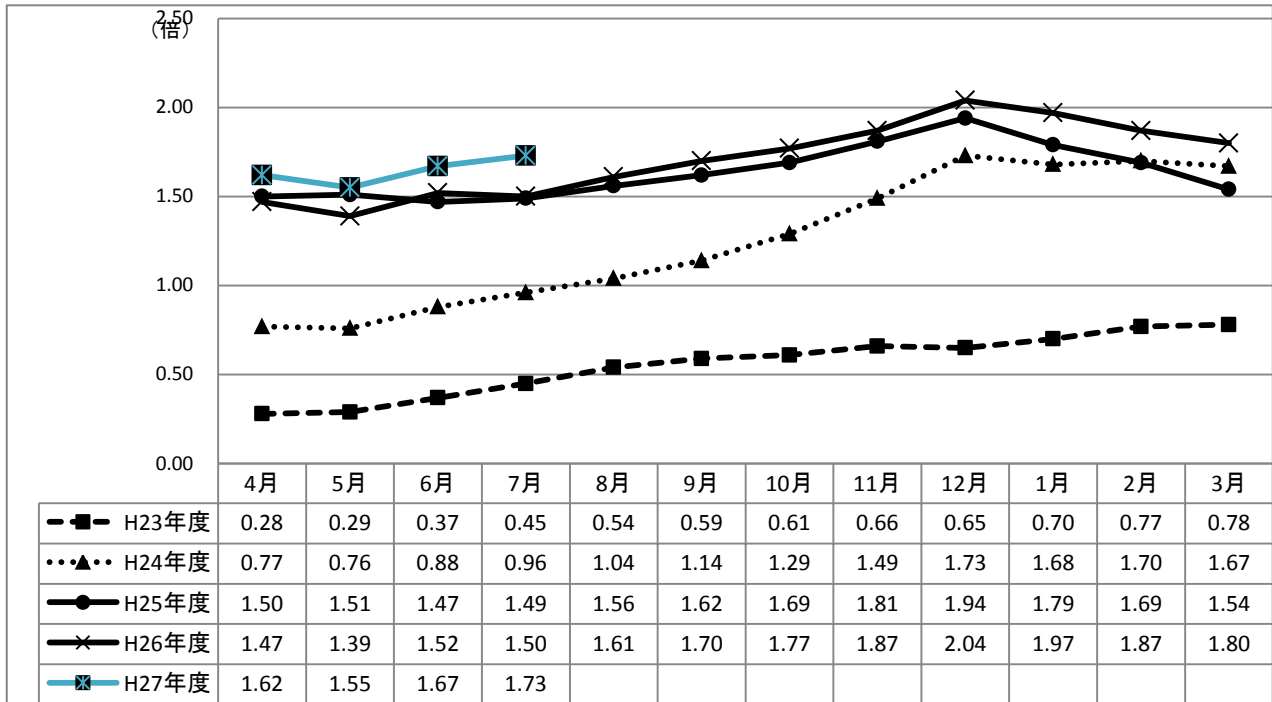
- 新規求人数は1,946人で、前年同月比で4.7%減(前年同月差97人減)、前月比で13.5%減(前月差304人減)となりました。  
新規求人数を主な産業別で見ると、建設業が449人で前年同月比で6.4%増(同27人増)、宿泊業・飲食サービス業が113人で、同5.6%増(同6人増)となりました。  
一方、製造業が285人で前年同月比で11.2%減(同36人減)、卸売業・小売業が189人で同16.7%減(同36人減)、医療・福祉が313人で、同10.1%減(35人減)、サービス業が182人で、同28.9%減(同74人減)などとなりました。
- 月間有効求人数は5,394人で、前年同月比で0.5%増(前年同月差27人増)、前月比で0.7%減(前月差38人減)となりました。

【求職のおよす】

- 新規求職者数は756人で、前年同月比で13.3%減(前年同月差116人減)、前月比で6.1%減(前月差49人減)となりました。
- 月間有効求職者数は3,109人で、前年同月比で13.3%減(前年同月差475人減)、前月比で4.5%減(前月差146人減)となりました。  
月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,806人で58.1%、45歳以上54歳以下は586人で18.8%、55歳以上は717人で23.1%となっています。



### 有効求人倍率の推移(パート含む)



### 一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	1,946	*	*	▲ 13.5	▲ 4.7
月間有効求人数	5,394	*	*	▲ 0.7	0.5
新規求職者数	756	364	392	▲ 6.1	▲ 13.3
うち(保)	186	73	113	12.0	▲ 10.1
月間有効求職者数	3,109	1,398	1,708	▲ 4.5	▲ 13.3
うち(保)	1,152	418	733	0.3	▲ 12.9
求人倍率					
新規	2.57	*	*	▲ 0.23P	0.23P
有効	1.73	*	*	0.06P	0.23P
紹介件数	1,259	648	610	▲ 12.1	▲ 11.8
うち(保)	260	117	143	▲ 10.3	▲ 1.1
就職件数	462	233	228	▲ 4.7	▲ 7.2
うち(保)	106	51	55	9.3	17.8
新規就職率	61.1	64.0	58.2	0.9P	4.0P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

## 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	11	2	9	▲ 64.5	▲ 52.2
新規登録者数	5	0	5	▲ 54.5	▲ 64.3
就職件数	13	7	6	30.0	62.5
月末現在有効求職者数	315	119	196	0.0	▲ 2.5

## 雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	17	*	*	▲ 26.1	▲ 19.0
	廃止事業所数	11	*	*	0.0	10.0
	月末現在事業所数	4,117	*	*	0.2	3.3
被保険者関係	資格取得者数	709	405	304	▲ 8.5	▲ 6.6
	資格喪失者数	656	325	331	8.3	6.3
	離職票交付件数	377	*	*	11.5	6.5
	月末現在被保険者数	43,945	26,124	17,821	0.1	1.7
給付金関係	受給資格決定数	234	92	142	14.7	▲ 5.3
	一般給付受給者数	742	267	475	▲ 1.9	▲ 10.3
	一般給付金額	85,099	35,410	49,689	3.1	▲ 10.9
	個別延長給付受給者数	8	1	7	▲ 20.0	▲ 11.1
	個別延長給付金額	454	66	388	▲ 53.9	▲ 46.3

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合があります。

### 「ハローワーク石巻 マザーズコーナー」のご案内



働く女性の場合、出産や子育てのため退職するケースが多く、いったん退職すると希望に沿った再就職が困難となります。今後、少子・高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中、女性が労働市場へ参加することは重要であり、意欲と能力に応じた再就職の支援をしていくことが緊急の課題となります。

そのため、ハローワーク石巻では平成20年6月「マザーズコーナー」を開設し、12歳未満の子を持つ方を対象に予約制・担当者制による職業相談、職業紹介、応募書類作成支援、セミナー開催、自治体の保育情報等を提供し再就職に向けた支援を行っております。

(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

## 「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### 離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

#### <要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日の翌日から起算して1年後の日（＝確認日）がある人が5人以上いる場合で、その確認日時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日が基準期間内にある人のうち確認日時点で離職している人）÷（確認日が基準期間内にある人）

#### <要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に助成対象期間※2の末日の翌日から起算して1年後の日（＝確認日）※3がある人が5人以上いる場合で、その確認日時点での離職割合※4が50%を超えている場合

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日を「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合（%）＝（確認日が基準期間内にある人のうち確認日時点で離職している人）÷（確認日が基準期間内にある人）

## 「高年齢者雇用開発特別奨励金」 「被災者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### 離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

#### <要件> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日の翌日から起算して1年後の日（＝確認日）がある人が5人以上いる場合で、その確認日時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日が基準期間内にある人のうち確認日時点で離職している人）÷（確認日が基準期間内にある人）

### <注意事項>

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク